

関係高齢者施設等 管理者（及び運営法人代表者） 様

愛知県福祉局高齢福祉課長
（ 公 印 省 略 ）

愛知県社会福祉施設光熱費高騰対策支援事業（介護区分）の実施について（通知）

日頃より本県の高齢福祉行政の推進に御理解と御協力をいただき、誠にありがとうございます。
させていただきます。

本県では、昨今の原油価格・物価高騰等の影響を受け厳しい経営状況に直面している
介護事業者向けに、昨年度から県独自の支援を行ってきたところです。

今般、現下の状況を踏まえた更なる支援として、特に入所系及び通所系事業所の運営
に著しい影響を与えている光熱費の高騰分に対し助成を行う「愛知県社会福祉施設光熱
費高騰対策支援金（介護区分）」を創設しました。

については、対象となる施設・事業所からの交付申請を下記のとおり受け付けますので、
交付を希望される場合は、所定の方法により交付申請を行ってください。

記

1 事業概要等

以下は概要を示すものであり、詳細は交付申請マニュアル（介護区分専用）を必
ず御確認ください。（申請マニュアルは県HP（(4)申請方法）からダウンロード。）

(1) 事業目的

光熱費高騰の影響を受けながらも、介護サービスの安定的な提供に取り組む
高齢者施設・事業所（以下「施設等」という。）を支援する。

(2) 対象経費

対象となる施設等において、利用者への入所又は通所に係る介護サービスを
提供するために必要な光熱費の高騰相当分

(3) 対象となる施設等

令和4年10月1日時点において県内に所在し介護サービスを提供する、介護
保険法に基づく入所系施設、多機能型事業所、短期入所系事業所、通所系事業所
及び老人福祉法に基づく養護老人ホーム、軽費老人ホーム

※ただし、①令和4年9月分及び10月分サービスの提供に係る介護報酬請求
実績のない施設等、②訪問系事業所（福祉用具貸与・販売含む。）、③介護保
険法上の特定施設の指定を受けていない有料老人ホーム、サービス付き高齢
者向け住宅は対象外となります。（対象施設等一覧は、裏面「2」参照）

(4) 申請方法

申請マニュアル等により事業詳細を確認の上、法人ごとにとりまとめ（※介護
区分以外の施設等は別申請）、原則、専用申請フォームから電子申請。

※県では、障害区分など他分野でも同様の支援制度が設けられています。

<県HPアドレス(申請マニュアル等掲載)「愛知県、光熱費、介護」で検索>

<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/korei/kaigo-kounetsuhi.html>

(5) 電子申請手順概要

- ① 申請マニュアル等を確認後、県HP上の【専用申請フォーム URL】を押下
- ② 申請フォーム上で法人情報等を入力し、メールアドレスを登録
- ③ 登録メールアドレスあてに送信される法人ごとの個別 URL を確認
- ④ 個別 URL を押下し申請画面に入場のうえ、必要情報を入力し申請終了

※ 申請後、申請内容の審査に移ります。不備や内容確認等がある場合、電話等で連絡のうえ、電子申請を差し戻し、システム上で修正を行っていただく必要がありますので、支援金事務局の指示に従ってください。

なお、やむを得ない事情により電子申請ができない法人にあっては紙申請を可としますので、下記に記載の支援金事務局にお問い合わせください。

(6) 申請受付期間

令和4年12月21日(水)から令和5年2月7日(火)午後5時まで

(7) 支払い予定時期

審査完了後、申請者指定口座へ令和5年3月末までの間に支払い予定

2 対象施設等及び支援単価一覧

類型	サービス種別	支援単価(定額)
入所施設・居住系	介護老人福祉施設	1 定員当たり 30,000 円 ※多機能型事業所は、宿泊サービスの利用定員数のみを対象とする。
	地域密着型介護老人福祉施設	
	介護老人保健施設	
	介護医療院	
	介護療養型医療施設	
	特定施設入居者生活介護	
	地域密着型特定施設入居者生活介護	
	認知症対応型共同生活介護	
	養護老人ホーム	
	軽費老人ホーム	
多機能型	小規模多機能型居宅介護	1 定員当たり 10,000 円
	看護小規模多機能型居宅介護	
短期入所系	短期入所生活介護	1 定員当たり 10,000 円
	短期入所療養介護	
通所系	通所介護	1 定員当たり 10,000 円
	地域密着型通所介護	
	認知症対応型通所介護	
	通所リハビリテーション	
(備考)	<ul style="list-style-type: none"> ・各介護予防サービス及び介護予防・日常生活支援総合事業における「通所型サービス」の指定を受けたものも対象とする。 ・同一建物・同一スペースで複数のサービス種別を実施している場合、いずれか一方の定員数のみ算定する。 ・いわゆる医療みなし施設等は本介護区分支援金の対象としない。 	

問合せ先：愛知県社会福祉施設光熱費高騰対策支援金
(介護区分) 事務局

【業務委託先：(株) JTB 名古屋事業部】

電 話：050-3095-0328 (平日 9時から 17時まで)